

署名が添えられております。以上でございます。

○十七番（上野重勝君） それでは、自席から引き続きまして二回目の質問を行わせていただきます。

まず最初に、私は昭和六十一年の予算委員会におきましてこういう発言をいたしております。区画整理に関連をいたしまして、この区域は区画整理を必要とするような大きな地主、あるいは大きな商店というものは少ないわけで、逆に余りやってもいたくないような専用住宅とか、あるいは借家人というものが非常に多いわけです。したがってその辺をどう判断するかということの確に把握をしませんと、あそこはなかなか難しいと思いますというところに始まりまして、したがって、もっと徹底した世論調査、同意を得るような方法をやってみて、初めて三千八百万円の測量調査に入るべきだろうと思いますという発言をしているんですが、とうとうこの三千八百万円、B調査は、私の意見を無視をして実施をしてしまったわけですが、結果的には私の指摘したとおりでありまして、これから隣組単位とかあるいは個別に説明をしていくというふうなことで、もう私が発言してから二年半かかっているわけです。その間にこれをやっていただいているならば、この時点である程度の見通しがついたんではないか。それからまた、これは非常に難しい場所ですから、実施できるかできないかという基本的な入口で問題があると思うんですが、この時点でもかなり見通しが出てきたと思うんですが、一体その、担当部としてはこれをどのように判断をして進めていったのか、その辺をまず第一点でお伺いをいたします。

それから、今反対署名が二百三十二名ですか、署名されているということでございますけれども、この権利者は三百二十七名ですか、概要調査によりますと。したがって、この人数というのは六五%か、あるいは七〇%近くになるんではないかと思うんですね。もしこれが本当に反対だということになりますと、この事業はこれだけの人間を説得して実施するということになると大変に難しいと思いますが、それらについて自信があるのかどうか、今一度その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたとおり、ここは非常に過小宅地が多いわけですね。現在の計画でいきますと、減歩率二四%ということですよ。これをそのまま素直に受けとめますと、例えば三十坪の分譲住宅を買ったような人はほとんど自分の土地がなくなってしまうというふうな現況になるわけです。したがって、これらはどのような方法で救済をしようとする計画なのか、あるいはまた借家等、アパート等にもたくさん人が入っているわけですが、そ

これらの人の扱いというのはどういうような考え方であるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それからあそこに、陸橋を通して奥多摩街道を横断し、十六号線に行く市道があるわけですね。これは前回、仲村議員からも指摘がありますように、もう現状でかなりあそこは交通が煩雑になっております。何とかあそこを解決してやらないと、付近の人がもう、自動車が一列ですか、左右交互一列ですから、もう歩行者も安心して歩けないというふうな現況にあるわけです。しかも、秋川地域のあの先の道路はほとんど開発されて整備をされていく。これからますますあそこの交通量は多くなってくるだろうと思いますので、それらは今の区画整理に先行して、別にあれば買収してやっていくべきだと思います。それにはまず、あそこはたしか陸橋をつくるときに、今の五日市街道をあ之路線に変更してというふうな話があったと聞いておりますけれども、私は当然あの道路は都道に編入すべきであろうというふうに考えておりますので、都道に編入をして都の事業としてあそこは執行していったならば、市の負担も軽くなりますし、それから市の予算も少なくていいわけですから、そういうふうな方法をとったかどうかと思いますが、これについての見解をお伺いをしたいと思います。

次に用地の問題ですが、まず最初に片倉用地の問題、これも全協の際に、あそこの下側の土地、今話がありました、鍋ヶ谷戸緑地というふうなことを言っておりますが、これを取得して防衛補助金か何かで緑地として買収をしたというふうなお話がありました。そのときに私がこういう発言をしておるんですね。「一部緑地として公園にするような計画があるようですが、早急にそういうものを煮詰めていただいて、単発的にやりますと後で困りますのでその辺をよろしく願います。」これは同じような趣旨の発言が何人かの議員から出ておったと思います。ということは、これお伺いしますけれども、今、部内ではあそこへ総合福祉センターをつくりたいというふうなことで、プロジェクトをつくって研究を進めておりますというのを聞いておりますが、一体これはどの程度進んでいるのか。そして、具体的にはあそこへどんな形をつくるというふうなことをやっているのか。

それから、今言ったように鍋ヶ谷戸緑地についても、あそこを緑地として、あるいは補助金で公園を、緑地を設けていくということになりますと、もうその場所も確定をしてしまう。それから福祉センターも、内々に進めているうちにそういう実績ができてしまって、いつの間にかつくるようになってしまう。そうすると、一般の市民の意向とかあるいは議会の動向なんていうものは全く無視された形で、内部で既成事実としてでき上がってしまうんじゃないか

というような危惧を持っております。そこで、あそこの土地について私は公用施設、あるいは公共施設、公用施設を含めてもっと広範な、多くの市民が利用できるような施設をつくっていただきたい。これは仲村議員からもそういう発言があったはずで、そして多くの議員も、もっと有効にあそこは使ったかどうかということとはたびたび発言をされているわけで、そのためにもっと計画的に、どこへどういうふうにつくるんだということを先行してやっていたら、それから公園をつくるなり、あるいは福祉センターをつくるなりという計画を進めていく方が順序であろうと思います。その辺について、いつごろからそういう話し合いをしていくのか、あるいは計画をつくっていくのか。これは今、基本計画を六十五年度に策定するというところで準備を進めておりますので、その辺とも絡み合いもあるかと思ひますけれども、ひとつその辺の考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、いなげやの跡地について。あそこは、どうも西口再開発がなかなかかはかしくいかに買収してどうかというような気持ちはあったんですが、用地というのはだんだん上がってきますから、先に買ってあげばそれだけ安く済むのでそういうメリットはあるわけですが、ところが、市というのは不動産屋と違いますから、あそこを買って値上がりしたから、じゃあ売ってしまったというふうなわけにいかないわけですね。使用目的に沿ってあそこを利用しなくてはならない。そうすると、西口再開発がなかなか進まないということになると、あそこもいつまでたっても今のような現状で放っておく。今駐車場に使っておりますけれども、この駐車場が以前は余り利用されてなかったようです。最近では幾らか利用しているようですが、今の利用状況というのはどんなものか。あそこで人を雇ってやっているようですから、それらの収支のバランスというふうなものについてもお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから八小用地のことですが、確かに、今の時点で八小用地をどうするんだというふうな問い詰めてみても、恐らく教育委員会としてはなかなか結論が出しづらいたらうと思ひます。しかし、いつまでも当分の間ということであるまま放っておくわけにはまいらないと思ひます。だから、一体八小をつくるのかつくらないのか。つくらない場合には一体あそこをどういうような形で使っていくのかというふうなことも、そろそろ検討していかなくてはいいけない問題だと思ひます。

それと、今一つ、今熊川の都営住宅の問題が出てまいりました。都営住宅をあそこへ現在つくってまして、かなり

もうでき上がっております。これをつくるとき条件として、議会側からもあそこへは学校用地をひとつ確保していただきたいというふうな要望が出て、それに基づいて担当者も折衝をされていると思ひます。ところが、あそこへ学校をつくるようになりますと、一体教育委員会はどのような考え方を持っているのか。第二小学校はかなりいっぱいになった。第三小学校もいっぱいになりそうだというふうなことを聞いておったんですが、八小用地がまだ当分つくらないんだというふうな現況の中で、また都営住宅のところへ学校用地を確保すると。これについての教育委員会の方の計画というか見通し、あるいはまた福生市の全体の学区の問題というふうなものについて、教育委員会の方はどのように考えているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、これは恐らく適債事業として、起債を受けてやっていると申すんですが、あのままの形でいきますと起債目的に反するというところで、起債償還ということにもなりかねないわけですが、一体どれくらい残っているのか。もしこれ一遍起債を、目的違反というんで償還なんかされますと、今後ほかの起債事業に影響を及ぼしますので、その辺をどんなふうな判断をしているのか。これもお伺いしておきたいと思ひます。

とりあえず、以上の点について御回答をいただきたいと思ひます。

○建設部長（森田 進君） 区画整理事業に関係いたしました何点か御質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず、区画整理事業を進める今までの経過でございますが、御指摘のように五十九年にA調査を行いまして、六十年にそれに対する説明会を実施したわけでございますが、その説明会の結果、あるいはこれからB調査を進めるにつきますと、御指摘のようにそれぞれ関係権利者の意識、そういったものを把握しなければならぬ、そういうふうな判断をいたしまして、これは六十年途中でございすけれども、意識調査をいたしたわけでございす。その中で、やはり区画整理についてのもう一步突っ込んだ調査を見た。そういうふうなその意識調査の中から、八〇数%の御要望をいただきました。それで六十一年のB調査に踏み込んだと、そういう経過がございす。それで、六十一年度のB調査につきましては、御案内のようにちょうど区画整理区域二十五ヘクタール、約二十五ヘクタールでございすが、その現況測量を中心としました調査、それから基本計画、そういうものをその中でとらえまして、それで六十二年度にそれをもとにして具体的な区画整理というものを中心としての説明会を行った。それぞれの関係権利

者、実は六十一年度のその説明会のときには、土地の所有者を対象にして説明を行いまして、これはちょうど所有者が三百二十七名ほどいらっしゃると思います。それからその後、家屋の所有者を含めまして、全体で四百七十八名でございますが、その人たちを対象にしまして六十二年度、いわゆるそのB調査に対する説明会等を行っております。それそれ、その説明会の中では特に反対と、そういうふうなこともございませぬし、かなり、区画整理の中身についてかなり突っ込んだ御質問等がございまして、かなり積極的に関心を持ってもらっておると、そういう判断をいたしまして六十三年度を迎えたわけでございしますが、なお、六十三年度で、順序といたしますと計画決定と、そういう段階に入るわけでございますが、その前段といたしまして、その説明会の雰囲気等を含めまして、もう一度全体を対象にした意識調査をしてみようと、そんな形で調査をしたわけでございますが、その全体の調査の中では、区画整理賛成と、それから区画整理は時期が若干早いんじゃないかと、時期尚早と申しますか、そういう意見が出されておりました。ただ、全体的にはまだ区画整理に対しての理解、そういったものが十分でない、そういうふうな判断をしたわけでございますが、そんな状況であつたわけでございますが、一応六十三年度については御案内のように予算も、計画決定に向けての予算も組ませていただいたと、そういう経過がございます。

そういう状況の中で、先ほど申し上げましたように三月の末に反対の陳情が出され、これは一月の時期に若干情報としては入っていたわけでございますが、具体的な形として反対陳情が出てきたと。そういうことでございまして、その後、区画整理を進めるについて、先ほど申し上げました意識調査の結果としても必ずしも理解が十分でない、そういう判断をいたしまして、この七月に、土曜日曜をを使いまして相談窓口等を設けたわけでございますが、その中身等を見ましても、反対というふうな形で署名された方、そういう方も過半数来られていました。その人たちについては、一応区画整理についての説明をして、私どもの印象としてはある程度理解を示してもらえたと、そんなふうな判断しているわけでございますが、いずれにいたしましても、大変大きな事業でございしますので、これからは、そういった中止のための陳情もございしますけれども、やはり権利者との接触を持つことによって少しでも今の区画整理事業への理解を深めて、その上で、あるいは結果として区画整理について余り賛成が得られないということが、あるいは出てくるかもしれませんけれども、最善の努力はこれから傾けていきたいと、そんなふうにご考えております。そういうことで、一応具体的な進め方といたしましては、九月から十月ぐらいにかけてまして、大体隣組と申します

か、十五軒ぐらいを対象にいたしまして区画整理の中と外、で、二十回以上になろうかと思っておりますけれども、できるだけ細かい話し合いの機会を持ちたいと、そんなことを考えております。その話し合いの結果に基づきまして、できればもう一度意識調査をいたしまして、その意識調査の結果をもつて、できれば反対者の方ともう一度話し合いをして、その上で一歩進めることができればと、そんなふうにご考えております。

それから、やはり区画整理に関連いたしまして減歩の問題が出てございますが、確かに過小宅地に対する減歩、こういった問題は、最近区画整理を行っている市、町ではそれに対する対応がどこでも問題になっているわけでございまして、やはり減歩緩和というふうな形で救いませんとなかなか協力が得られないと、そういう問題がございします。うちの方の東口の例、あるいはよその市の例を見ますと、やはり一定の規模の宅地、例えば三百三十平方メートル未満とかをこの区画整理で言う過小宅地とみなしておりますけれども、そういったものに対する減歩緩和策、そういったものも当然考えていく必要があるだろうと、そんなふうに思います。

それから、陸橋通り二・一・三の関係でございしますけれども、これにつきましては、御指摘のように都道に編入して都の仕事として整備をしてもらおうと、そういうふうなこともあるいはあるかと思ひますが、今私ども事務レベルが考えますと、都が考えております整備につきましては、この時点ではやはり奥多摩街道の拡幅整備、そういったものに全力投球をすると、そんなふう聞いておりますし、市といたしますと、きのうも問題になっておりましたが移管道路、今多摩橋通りを都の方に移管を予定しておりますが、それを何かこの次に都としては考えていると、そんなお話も聞いてございますし、なかなか、買収事業というふうな形になりまして、東京都事業という形になりますと若干時間がかかるかと、そんなふうに考えますが、いずれにいたしましても今の時点では、区画整理区域内にある都市計画道路でございしますので、できるだけこの区画整理事業に努力をいたしまして、その中で完成ができればと、そのように考えております。以上でございます。

○教育次長（古谷正夫君） 第八小学校の起債の関係でございしますけれども、第八小学校につきましては、用地を取得させていただきますときにおきましては、おかげさまで補助金とか起債等を仰がず、一般財源でもって購入させていただきます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

次に、都営住宅の跡地の用地の問題でございしますけれども、これも仮称第八小学校の用地と同じでございまして、

一行と十三日
市役所
前除

ほとんど熊川地区も児童生徒が伸びないというふうな現況でございます。現在、建替中でございますが、ここで百四十六戸建設が完了いたしましたして入居いたしましたわけでございますけれども、児童生徒数の新たな伸びがなかったということでございます。と申しますのは、一旦建て替えのために転居いたしましたして、その方々が入ってきたというふうなことで、新たに転入してきたというふうな児童生徒はなかったということでございます。そういうふうな状況を見ま

して、新たにあの学校の用地につくるといふことは、非常に難しい状況でございますので……。

○教育次長（古谷正夫君）

五市市長
送付分
別添

この問題につきまして、先ほど申し上げましたとおり、仮称第八小学校用地の問題と含めまして、プロジェクトチームをもって購入するかその他について検討させていただきたいというふうな状況でございますので、よろしくどうぞ御理解のほどをお願い申し上げます。

○総務部長（浅見裕康君）

それでは、私の方から片倉跡地の関係について御答弁申し上げます。

今、この土地の有効利用を図るという意味で、何点か御指摘等をちょうだいしたわけでございます。実は、プロジェクトチームで今検討しておりますのは、あくまでも今の土地の状況を見まして、ここにどんなものが必要かというふうな視点に立って協議をしておりますのでございます。まず、市のいわゆる一般的な公共施設、そういうもので何が不足しているかということになりますと、先般私が全員協議会で、先行取得に対しましての土地の大きさばな利用というか、目的というところで、福祉関連施設として利用するというようなことで議会の御了承をちょうだいしているわけでございますけれども、御案内のとおり、当然あいった広い面積のすべてをそれに充当するかどうかということについては、これから十分また議会側とも、あるいは関係の市民の方等とも相談申し上げなきゃいけないというふうな認識の上には立っております。

したがって、現在のところはそういったことで、どのような施設が、いわゆる福祉関連施設として福生市にとって必要かということ、それから補助事業にどんな施設がなじむかとかいうようなこと、これは当然私どもの福生市としての財政力、こういったものを当然認識した上において、そういったことを踏まえてやはり具体的に煮詰めなきゃいけないということでございまして、言うなればそういったプロジェクトの中の結論というのは、ある意味ではたたき台までつくるといふような認識で、今取り組んでおります。したがって、これから、当然そんなに行政が先

行せず、当然それぞれの相談申し上げるべき筋については十分そういう認識の上に立って取り組んでいくということとは、プロジェクトチームの職員すべて認識をしておりますので、そういったときにはまた御相談申し上げますのでよろしくどうぞお願い申し上げます。

あと、緑地の関係にちょっと触れられましたけれども、これは実は、租税特別措置法の適用を受けるには一定の事業目的がなければならぬということで、現在ののり部分ですね、それから下、下の川との間でございまして、これは当然、現況として非常に緑地というか山林形態になっておりまして、この緑を保全するというようなことをまず踏まえまして、鍋ヶ谷戸緑地公園と、仮称で今取り組んでおります。こういうことで、これもまた上の段と、広いところと一体をなして、何とか土地利用を効率的にすべきだというふうな見通しがつけば、これはまたそういった意味で再検討はできる余地はのこしております。そんなようなことで、いずれにしろこれからいろいろな意味でまた御相談を申し上げる向きがございしますので、その折はひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと、公共施設、あるいは公用施設、こういったものについての考え方を当然持つべきだと、こういうことでございますけれども、一定の福祉関連施設というものを今先行させていただきまして、その後において、現在の土地の状況、そういうものを踏まえまして総括的にまた検討はしていきたいと、かように考えております。

それからあと、いなげや跡地の駐車場の利用状況ということでございまして、ちょっと、七月分だけで申しわけないんですけども、メモがございしますのでちょっと申し上げます。一日平均の駐車台数六十六台になっております。料金としての収入が二万一千円程度でございます。それから月にしますと約二千台ちょっとでございます。それから収入が六十八万円程度でございます。経費が二十五万円ほどかかっておりますから、差し引きまして四十万円ちょっとの純益になっているというふうな数字でございます。もちろん、これは土地は借りておりまして、金利が実は相当高い土地でございまして、年二千万円ちょっと切るぐらいの、千九百万円程度の金利になると思います。そういうことで、独立採算的にそういうことも考えますと、当然相当赤字だと。駐車場と、経営としては。そういうことになりましたけれども、いずれにしろ西口再開発の事業用地として先行したものでございますから、遊ばせておくより、あるいは汚く放置しておくよりということで議会とも御相談しながら、現在駐車場になっております。そういうことで管理をしているわけでございます。いずれにしろ、これ西口との見合いで、今後この土地の利用については

当然検討されるべき問題でございますけれども、利用状況についてはそんなようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○十七番（上野重勝君） それでは三回目の質問、最後になるかと思いますが、今、区画整理について、減歩の問題で御答弁をいただいたんですが、今三百三十平方メートル以下が過小宅地だというような判断をいたしますと、この地域の土地所有者の三分の二が過小宅地の所有者ということになります。こんな大勢の過小宅地の人の減歩を、一体幾らぐらいにするのか。具体的に言いますと、例えば建売住宅なんか買ったところは三十坪かそこらしか敷地がないわけです。これ、例えば一〇%の減歩をしたとしても、もうその次に家の立て直しも何もできないわけです。土地は出さなくてもいいから、そのかわりお金で払いなさいと言いますと、二坪なり何なりの自分の土地を、金を出さなくちゃならない。しかもそういった方々は、現在住宅ローンか何かで多額の金を払っているわけですね。そんなことで、一体こういった過小宅地の皆さん方の了解が得られるだろうかということが最大の疑問でございます。しかも、今言ったように過小宅地の三百三十平方メートル以下の人が恐らく三分の二ぐらいになると思っていますね。こんな状況から考えますと、果たして、説明会を一生懸命やっているいろいろな説明をしても、一体過半数の納得が得られるのかどうか、非常に大きな疑問を持っているわけです。これに対して、自信があるかどうか、今一度お聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、これから説明会を行って反対者を説得してくるんだということなんですが、一体これはいつごろまでにやろうとしているのか。この計画で行きますと、六十三年度中に都市計画決定をして都の認可、事業決定を六十四年、それから七年間で完成をさせるということなんです。今までのいろいろな例からいきまして、とてもこんな期間ではできないと思ひます。もし反対者の説得が時間がかかったりなんかして、なかなか都市計画決定までいかないということになりますと、その間にあそこの土地はどんどんどんスプロール化してしまふ。もう決定した時には、今度はにっちもさっちもいかないという事態になると思ひます。したがって、これは早急に判断を下すべきだと思ひますが、その辺の御見解を承りたいと思ひます。

それから、さらに一步踏み込んで、陳情者が買収方式によって道路をつくってくれというふうなことを言っておりますが、それについての検討をされるかどうか。今の時点で検討しますなんてことはなかなか言えないと思ひます。

けれども、私は、場合によってはそういう方法もやむを得ないのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

それから、陸橋の問題ですね。都では奥多摩街道を第一、これは現在やっておりますから、もちろん近い時点できると思ひますが、その次多摩橋を移管してというふうなお話ですが、これ、緊急の問題ですよ。どっちが必要かということになってきますと、几帳面な方式で行けるのかどうかという、もっと緊急を要するものがある場合にはそっちの方を先にしなくちゃならないではないかというふうな気がします。私は、この道路はもうかなり渋滞が激しく、しかも拡幅の必要がほかの地域より、より必要だろうというふうに考えておりますが、いかがなものでしょうか。

それから、用地の問題です。片倉用地について、確かに鍋ヶ谷戸緑地として買収をしております場所、あのまま保存していききたいというのは私も同感であります。したがって、そのことは結構なんです。今説明がありましたように全体の中でどういう形でとらえていくかということが必要なわけです。後で計画をつくってみたら、ちょっと今までやったのとは違ったから直さなくちゃならないようなことになりまして、特にこれは補助金もらってやるというような考え方のようですから、大きな支障を来すわけですが、したがって、できるだけ早く、今お話がありましたけれども、どうするかということ煮詰めていただきたい。これは一つ要望にしておきます。大体、時期として基本計画を来年度いっぱいにつくるというふうな考えのようですから、そのときまでにできるのかなというふうな気がいたしますけれども、この計画は、あるいは考え方はいつごろお出しになる予定なのか。その辺もお聞かせをしていただきたいと思ひます。

それから、いなげやの跡地の問題、大森利用者が多くてかなりの収入があるということなんで、安心をしました。あそこの土地の利息まで稼げと言っても、なかなかあれは無理な話ですから、有効利用しているということでは結構なことだろうと思ひますので、これはこの程度にとどめます。

それから、今の教育委員会の答弁ですが、二小、三小はもう児童がふえる見込みがないから必要ないんだというふうな答弁に受けておられますけれども、私は、あそこの都営住宅の敷地の建て替えをするときに、学校用地が必要だから学校用地としてひとつ買収をしていただきたいというふうなお話に承っておりますし、また担当の方としてもそんな形で進めているのではないかと思ひますが、その点はいかがなものでしょうか。以上、三回目の質問といたします。

す。

○議長（村尾栄次君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十九分 休憩

~~~~~

午前十一時 十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を行います。

暫時休憩いたします。

午前十一時 十分 休憩

~~~~~

午前十一時 二十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事者から発言の取り消しの申し出がありますので、これを許します。

○教育次長（古谷正夫君） 貴重な時間を費やしまして、まことに申しわけありません。

ただいま、上野議員の御質問に対して答弁申し上げたわけでございますけれども、その一部、中に誤解を招くような答弁を申し上げましたので、削除訂正方お願い申し上げる次第でございます。

その内容でございますけれども、「こういう状況を見た次第でございます。学校用地をつくるというふうなことは非常に難しい状況です。」というふうな文字と、それからもう一点につきましては、「プロジェクトチームをつく

って購入するかどうか検討させていただく」と、「購入するかどうか」この二行について削除方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） ただいまの発言のとおり取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認め、取り消すことに決定いたしました。

なお、ただいまの取り消しの発言に直接的に関係する理事者側の発言については、後刻速記録を調査の上、議長に

おいて措置いたします。

○建設部長（森田 進君） 熊川の区画整理に関連いたしまして、何点か再質問をいただいておりますので御答弁申し上げます。

まず、過小宅地の問題でございますが、御指摘のように、今回の調査の中でも三百三十平方メートル未満という形になりますと三分の二程度の該当者がいると、そういう状況でございます。この過小宅地の扱いにつきましては、先ほど申し上げましたように最近の市の例ですと東口の区画整理事業、それから他市が行っております区画整理事業、こういうものの中でもそれなりに緩和措置をとりまして、それで区画整理を進めると、そういう状況でございます。緩和していくという形になりますと、これに見合う用地の確保が先行的な問題として出てくるわけでございますが、これらについてはもう少し区画整理事業としての見通しがつきました時点で、また議会にも御相談をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

それから、この区画整理事業の是非についての判断の時期でございますけれども、これにつきましては御指摘の点ごもっともでございますが、何といたしましても、やはりそこに権利を持っております関係者のコンセンサス、こういったものが大事でございますので、できるだけそれに集中いたしまして、その上で判断をする必要があるかと、そのように考えております。

それから、陸橋通りの計画道路としての整備の必要性でございますけれども、これは御指摘のとおりでございます。道路が秋川筋に向かいます整備が進みますと、その分交通量もふえるということは当然予測されるわけでございますが、先ほど私が申し上げましたのは、都の事務レベルで事情を確認した時点での話でございます。これの扱いにつきましては、今の時点ではやはりこの区画整理事業で取り組ませていただきたいと、そのように申し上げざるを得ないわけでございますが、それを一つお願いしたいと思います。以上です。

○総務部長（浅見裕康君） 片倉跡地の利用の基本的な計画と申しますか、いつごろ出せるのかというような御質問でございますけれども、一応現在のところ、昭和六十五年度までに何とか設計ぐらいは着手したいと、こんなような考え方で取り組んでおります。以上でございます。

○十七番（上野重勝君） もう三回の数が過ぎましたので、四回目ですから要望だけにとどめておきます。

まず、区画整理の問題、大変一生懸命やっていただいて御苦労さまなことなんです。先ほどから私が発言いたしておりますように、大変難しい場所であるということ。それから、これをいつまでも引っ張っていきますと、例を申し上げて申しわけありませんが、福生駅の西口のようなことになりますと、今度はかえってそのことがこの地域の発展の障害になるというふうなこともありますので、できるだけ早く判断をしていただいて、できるものはできる、できないものはできないというふうに見極めをつけた方がよろしいだろうと思いますので、御提言を申し上げておきます。

それから用地の問題ですが、一番問題になりますのが片倉跡地の問題です。今、来年中ぐらいに何とか目鼻をつけたいということでありま。しかし、非常に大事な場所です。一般の市民の要望とか議会側の意向というものを十分反映させるためには、若干時間がかかってもしようがないと思いますけれども、できるだけ立派なものを、先ほどから申し上げておりますように、公共施設だけにとどまらず、公用施設を含めて御検討をいただきたいと、公用施設ということの特に強調しておきます。以上、御要望申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 次に、八番林田 武君。

（八番 林田 武君登壇）

○八番（林田 武君） 会議規則第八十六条の規定により、既に通告のとおり一般質問をさせていただきます。今回は福生市の活性化について、学校教育についての二点について御質問申し上げますので、明快なる御答弁をお願い申し上げます。

まず、福生市の活性化についてですが、最初に、国際都市福生について伺いいたします。

石川市長はかねてから、福生市は国政都市として発展させる、活力のある福生市をつくっていききたいというお考えを持っておられます。石川市長の新市長としての所信表明の中でも、国際化をうたっておられます。石川市長は、福生市は外国人の多いまちであり、基地もあるという事実を立てば、自治体の中で国際交流の先頭に立ってよいのではないか。そしてそれは、日常的な市民の交流やイベントを通じて人間としての相互の理解や学習によって国際理解が進み、日本の文化を代表して外国に発信するまちとしての福生、外国文化の入口としての福生というイメージの定

着も図っていきける。そしてそれは単なる親善と異なり、相互に実り豊かなものでなければならぬ。まちづくりが継続的、長期的なものであることを考えるとき、子供たちの語学の学習など大変重要だと思う。そしてそれは福生市が国際的に通用する人づくりの土壌になることでと申されております。このように、石川市長の思考の中には、福生市の国際化、そして国際都市福生としてのイメージがあるのではないかと思われます。繰り返し申し上げますが、石川市長の所信表明の中で、自治体、すなわち福生市が国際交流の先頭に立っていくべきであり、外国文化の入口はここだと言われたとき、それは福生市であると言えるようなまちづくりを図りたい。かつまた、福生市の国際化は単なる親善で終わってはいけません。相互に実り豊かなものでなければならぬ、さらに福生市の子供たちが国際的にも通用するような人づくりをやっていききたい。石川市長の考えはこのようなことと思われま。

私は、石川市長が福生市の活性化を図る一つの方法として、福生市は国際都市福生というイメージを前面に押し出して、そして市を上げて積極的に取り組んで行こうという考えには共鳴するものであります。そこで、石川市長に伺いますが、市長御就任以来三ヵ月余たつわけでございますが、市長の考えの中にある国際都市福生をぜひ披瀝していただきたいと思ひます。

次に、福生市の活性化について。市長の諮問期間を設置してはということからお伺い申し上げます。

福生市が長い歴史の中で、今までも決して努力を怠っていたわけではないはずなのに、今福生市自身の活性化が叫ばれ、財政基盤の安定が問われ、ややもすると商工業の沈滞化が福生市の活力を失わせつつあるという現況の中で、生き生きとした福生市をつくっていかねければ福生市はいつの日か地盤沈下してしまうという市民の声を聞くのはどうしてなのでしょう。どこに原因があるのでしょうか。

今回の議会にも、福生市基本構想審議会条例が出され、二十人の委員によって福生市の将来の発展への基本構想が練られるわけですが、その中にも、石川市長の考えとして、広く市民の考えを導入して行こうという意欲が見られ、まことに結構なことだと思っております。私は、基本構想審議会の設置に反対するものでも水をさすつもりも毛頭ありません。加えて、私は石川市長自身の経営的才能、経営的手腕を大いに期待する一人であり、私たちの選んだ石川市長の才覚で、必ずや活力ある福生市、将来の礎を築いていただけるものと信じております。また、石川市長を先頭に、優秀なる職員が明日の福生市のために真剣に行政に取り組み努力されていることは、今さら申し上げる

までもありません。

しかし福生市の将来、すぐそこまで来ている二十一世紀に向けて、口先だけでなく本当に豊かで活力ある福生市をつくっていくためには、福生市内の知恵や力のほかに、外からプロフェッショナルの知恵や力を導入していかなければならないと思うわけであります。財源確保のこと、都市基盤のこと、産業経済のこと、生産技術やバイオテクノロジのこと、交通、特に新交通システムのこと。さらに文化、スポーツ、福祉のこと、まだまだ幾らでも福生市として考えていかなければならない分野は多々あると思います。特に、福生市に財政力をつくるためにはどうしたらよいのか、この一点でも大変なことであります。石川市長に、今後このようなシンクタンク、諮問期間を設置する考え方はあるかどうか伺いたします。

次に、教育問題について伺います。

まず初めに、道徳教育について伺いたします。先月、福生市の青少年問題協議会が開かれました。議題の一つに、例年行われる善行青少年表彰についてが協議され、ことしはある委員の強い推薦で、あいさつができる青少年に善行表彰しようということになり、ある二団体の青少年が選ばれました。御提案の内容は、あいさつができない人、しない人が多くなり、教育上からも問題になっているが、こうした行為を認め、表彰対象として取り上げることが、教育上の配慮から言うときを得たものと思われる。このような行為を軽視せず取り上げていただきたいと思いますというもので、私も賛同するものであります。

あいさつは、人間社会を形勢する上で極めて大切なことであることは、今さら申し上げるまでもありません。その大切なあいさつ、礼儀のできる青少年が善行青少年として表彰されるということは、逆説的に申しますとそれだけあいさつが珍しいということでもあります。あいさつができる子供たちを表彰する、そのこと自体には大賛成なのですが、よくよく考えてみると、はてな、教育に何かが欠けているのかなと思うわけであります。教育委員会として道徳教育について、特にあいさつについて学校側とどのように話し合っているのか。また学校側では生徒にどのように指導されているのか。指導なさっているとしたらどのような報告を受けているのか、教えていただきたいと思ひます。

もう一つ、道徳教育に関連してお伺いたします。それは、子供たちの公共物への落書きであります。特に公園のトイレ、ベンチなど、マジックやスプレー等でいかかわしい落書きがあることは、利用する者、特に小さな子供を持

つ母親の皆さんから、大変不愉快で子供の教育にもよくないと御批判、御指摘を受けております。書いたものは仕方がないでは済まされないことだと思ふわけであります。落書きをする者はおもしろがって、興味本位でやる部分もあるのでしょうか、何とか手立てがないものかと思ふわけであります。多分、落書きをする人は市内の都立高校生、市立の中学校の生徒の中のごく一部の人の人だと思ひますが、ぜひ日ごろから道徳教育の一環として教育していただきたいと思ひますが、教育委員会のお考えをお伺いたします。

それと、落書きはいつの間にか書いてしまうということでは困るんで、市当局としても年中公園のトイレを見て歩くわけにもいかないのでしょうが、見つけたら何らかの方法ですぐ消してもらいたいと思ひます。一ヵ月も二ヵ月も放置しておくことは、PTAの批判をおおることにもなります。行政としての対応をお伺いたします。

次に、通学区の見直しについて伺います。さきに、上野議員が用地取得の面から質問がありましたが、生徒数の面の方からお伺いたします。

議会で仮称第八小学校予定地の問題が何度も取り上げられ、第八番目の小学校をつくるか、はたまた四中をつくるか、議論が取り交わされている最中であります。教育委員会としては、今のところ仮称八小予定地は、生徒数の推移を見ながらでないと建設の見通しは立たないということであります。そしてその間、都営住宅の高層住宅への建て替えが進み、第五都営の跡地へ小学校建設計画が進行中であります。どうも拝見していますと、教育委員会としては、第八小学校確保して見たものの、買ってはみたが弱ったというのが実態だと思ふわけであります。今回の議会でも、第五小学校の生徒数が見込みより伸びがなく、増築計画をストップし、予算を減額するような事態でもあります。

確かに、生徒数は現実には推計どおりいかない場合があるかと思ひます。都営住宅の高層化、あるいは予期せぬマンションの建設等では対応は大変なことだと思ひます。市内全体の生徒数の推計の難しさ、そしてそれを学区ごとにさらに推計することは難しいということはおわかります。しかし、現実には学校の生徒数のバランスが崩れ、平均化していないわけで、生徒数の多い学校と少ない学校があり、生徒数の多い中学校など非行の原因の一つにもなっているといふようなお話もあります。都市計画でも線引きの見直し、用途地域の見直しを進めながら市民のニーズにこたえていくわけで、学校も人口の流動、増減に対して、少なくとも十年に一度の見直しが必要であらうかと思ひます。福生市小学校七校、中学校三校の生徒数のバランスがどうなっているのかお伺いたします。多いところと少ないところ

の数字を上げ、この見直しを考えているのか、それもお聞きいたします。

次に、福生市小中学校の入学式、卒業式における国旗の掲揚と国歌の斉唱についてお伺いいたします。

あと何日かでソウルオリンピックが開催されます。日本も、マラソンを初め幾つかの金メダルが待望されております。ソウルの陸上競技場に燦然と日の丸が揚がるのを期待する日本国民でいっぱいだと思います。私は、市議会でも何度も意見を申し上げ、実行されていない学校の校長先生とも直にお話を申し上げてきました。私が議会に出た五十八年時よりも、かなりこのことについて御理解をいただいていたわけでありました。福生市小中学校十校の六十三年度の入学式、六十二年度の卒業式における国旗の掲揚と国歌の斉唱について、学校ごとに内容を教えていただきたいと思います。

次に、学校における教職員組合についてお伺いいたします。これも、現在の福生市小中学校十校の教員数と、西教組組合員の人数、全教員に対するパーセンテージについて、学校別に教えていただきたいと思います。

以上が、登壇しての第一回目の質問といたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 今のこの市の活性化対策について、国際都市福生市について、市長の諮問期間についてという質問でございますが、今林田議員の話を聞いていますと、私も原稿を用意してあるんですが、それよりも実は私が思っていることを詳しく言われてしまいましたんで、私はこの原稿を朗読するのをやめようかと思うんですが、まず、やはり何といたしましても福生市というのは二十六市で最も、特徴を採せと言えやはり基地ではないかと思うわけでありまして、やはりこの基地というものが、世間一般ではいわゆるダーティイメージというふうな形で言われているわけでありまして、いずれにいたしましても存在しておるわけでありまして、これを活用し、そして福生市と基地との間で、やっぱり大いにこれを国際化というふうな形で運用していくと、これがやはり福生市のこれからの生きる道、いわゆるユニークなまちづくりというのはまさにここにあるんじゃないかと、私はこんなふうに思うんで、選挙中もそういうふなことを話しておったわけでありまして、くしくも、まさに林田議員から私がこれから答弁するようなことをすべて言われてしまったような次第でございますので、そういった意味で、これから福生市というものは一層、いわゆる国際交流の発信基地であると。あるいはまた国際の取り入れ口であると。そしてそれを国内に広めるんだと。

ともかく東京に福生ありと、日本に福生ありと、ユニークなまちが福生にあるんだと、こういったようなやはりまちづくりが最大のテーマということで掲げていっていいんじゃないかと、こんなふうに思っておるので、これからもういうふうな考え方は、徐々に皆様方議員の先生方のお力をお借りしながら推進させていきたいと、こんなふうに思う次第であります。これが答弁になるかどうかわかりませんが、そのためにはやはりシンクタンクも必要になるうかと思えます。そういった意味においては、やはりこれから非常にいろいろの角度から、我々にはない発想という意味でのシンクタンクも大いに活用しまして、そして活性化を図ると、こういったようなことにさせていただきたいというふうなことで、答弁になるかどうかわかりませんが、御答弁とさせていただきます。

きょうはJCの幹部がお二人、傍聴席にお見えになられました、さて何かなと思っと思ひ出したのは、この間実はJCの幹部が、いわゆるアメリカの大学の分校をつくったといったような、そんなようなことで話が合ったわけでございます。そんなのも一つの、できるかできないかは知りませんが、検討してもいいものではないかなと。なかなか難しいことではあるうかと思うんですけども、いずれにいたしましても、そういったようなやはり指針に向かって進むということが、やはり必要ではないかと、こんなふうに思っております。

それからあと、学校教育につきましては教育委員会の方で答弁をさせていただきます。

○教育次長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして、学校の関係につきまして四点の御答弁をさせていただきます。

まず、第一点の道德教育についての御質問でございますけれども、この道德教育につきましては昭和三十三年に教育に取り入れられて、現在三十年経過したわけでございます。各学校とも、学習指導要領に基づきまして、年間三十五時間の道德教育を行っております。その内容は、道德性の涵養を柱といたしまして指導仕様の整備、創意工夫を凝らし、道德授業の充実に努めているところでございます。その例といたしましては、朝礼での校長、教頭のあいさつの指導、さらに月ごとに生活指導でございますけれども、あいさつをしっかりしよう、公共物を大切にしようなど基本的な生活習慣の定着に努めているところでございますが、しかしながら、御指摘のように十分に一人一人の児童生徒に定着しているとは言いがたい事実も見受けられます。今後さらに、各家庭とも連携を図りながら根気強く、より一層の指導効果を高められるように、教育委員会といたしましても各学校を指導してまいりたいと考えております。

で、よろしくどうぞお願い申し上げます。

第二点目でございますけれども、通学区の見直しでございますが、通学区を設定する場合に、その一番大きな要素といたしましては、その学校の適正規模を確保することが大きな条件でございます。さらに、それにわたりまして町会、道路、鉄道とか通学距離などさまざまな条件を配慮いたしまして定めておるわけでございますが、現在、通学区が定着した中で見直しというのは非常に厳しい状況でございますが、昭和四十九年に七小、三中が開校以来大きな変更はございません。幸い当市は、狭隘な面積の中に小学校七校、中学校三校がございますので、通学距離をいたしましては遠いところで二十二、三分ぐらいかと思っております。学校の適正規模と、今後の児童生徒の推移を見ながら、調査研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、その中の二点目のバランスの問題でございますけれども、小学校において、十年前の児童数と比較してみますと、第一小学校、第三小学校、第四小学校、第七小学校が一二％から一九％の間で減っております。それから第二小学校でございますが、二三％、それから第六小学校が三八％と最も多く減少しております。第五小学校は今とはほとんど変わっておりません。昭和五十四年当時で一番多かった第二小学校と第三小学校の児童数は、それぞれ九百二十四名おりました。最小の学校は第五小学校でございましたが、五百十二名でございます。その差が四百十二名でございました。現在、最大小学校は第三小学校の七百六十三名で、最小学区は第四小学校の四百三十五名で、その差三百二十八名ですので、当時より児童数は減りながらも各学校間のバランスは改善されてきたというふうに考えているわけでございます。

次に、中学校でございますけれども、第一中学校は六％増、第二中学校につきましては一八％の増、第三中学校は特に六二％も生徒が伸びております。当時の最大学校の第一中学校は七百八十二名、最小学校の第三中学校が三百六十八名で、その差が四百十四名おりましたが、今年度は最大学校は第二中学校で八百十四名、それから最小学校は第三中学校五百九十九名でございます。その差が二百八十五名で、当時より生徒数はふえておりますけれども、学校間のバランスは中学校も改善されてきたというふうに考えております。

次に、三点目の国旗、国歌の斉唱でございますけれども、小中学校の入学式、卒業式にどのように取り扱われたかとの御質問でございますが、六十二年度の卒業式に国旗を屋上に掲揚し、式場にも掲げた学校は、第一小学校、第二

小学校、第六小学校、第七小学校の四校でございます。中学校では全校、屋上、式場に掲げてございます。また、屋上のみに掲揚した学校は第三小学校、第五小学校の二校でございます。式場のみに掲げた学校は第四小学校の二校でございます。

次に、六十二年度の卒業式に国歌を斉唱した学校は、第一小学校でございます。演奏会のみを行った学校が第四小学校でございます。

次に、六十三年度の入学式に国旗を屋上に掲揚し、式場にも掲げた学校でございますが、第一小学校、第七小学校の二校でございます。中学校では全校、屋上と式場に掲げております。また、屋上のみに掲げた学校は第二小学校、第三小学校、第五小学校、第六小学校の四校でございます。式場のみに掲げた学校は、第四小学校の二校でございます。

次に、六十三年度に入式に国歌を斉唱した学校は、残念ながら小中学校ともございませんでした。

（「何が残念なんだ」「意見まで言っているのか」と呼ぶ者あり）

○教育次長（古谷正夫君） 国旗の掲揚と国歌の斉唱の小中学校の取り扱いについては以上でございます。

（「取り消さないのか」「議長、はっきりさせよう」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 静粛に願います。

○教育次長（古谷正夫君） 次に、第四点目の教職員組合についての、小中学校十校の教職員数と西多摩教職員組合の組合員数、それに前教職員に対するパーセントについて、学校別に申し上げますと、前回の六十年三月定例会で御答弁申し上げました数字と本年五月一日現在で比べてみますと、小中学校合計で組合員数十九名が減少し、加入率では五・九％減少しております。

次に、各学校別に内訳を申し上げますと、なお、この調査時点につきましては本年五月一日現在でございます。学校名から申し上げますと、一小が教職員数二十七名、組合員数十二名で四四・四％でございます。それから二小でございますが、教職員数二十八名、組合員数十五名、五三・六％でございます。三小でございますが、二十七名の組合員数十九名の七〇・四％。四小の教職員数十八名、組合員数九名で五〇％でございます。六小の教職員数については二十二名の、組合員数十名、四五・五％でございます。七小の教職員数二十四名、組合員数九名で